

空乗第 2106 号 平成 12 年 7 月 28 日
一部改正 国空航第 846 号 平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 国空航第 729 号 平成 26 年 12 月 18 日

国際民間航空条約の締約国たる外国の政府の授与した航空業務等の技能に係る資格証書を有する者のうち操縦士の資格証書を有する者に行う実地試験について

「国際民間航空条約の締約国たる外国の政府の授与した航空業務等の技能に係る資格証書を有する者に対する取扱い」（平成 12 年 7 月 28 日付け 空乗第 2105 号）の第 1 項に定められた資格等のうち操縦士に係わる資格等についての「免除する実地試験の一部」に關し下記のとおり定める。

記

航空法施行規則別表三のうち、申請の資格等に応じて下表の科目を免除する。

申請の資格等	飛 行 機	滑 空 機
定期運送用操縦士	1 基本的な計器による飛行 2 空中操作及び型式の特性に応じた飛行 3 計器飛行方式による野外飛行 4 外国証書の同一型式限定及び当該型式における 100 時間以上の飛行時間有する場合には、航空機乗組員間の連携のうち、「飛行状況の確認」及び「通常操作及び異常・緊急操作」	該当資格無し
准定期運送用操縦士	1 基本的な計器による飛行 2 空中操作及び型式の特性に応じた飛行 3 計器飛行方式による野外飛行	
事業用操縦士	1 基本的な計器による飛行 2 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行	1 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作

申請の資格等	飛 行 機	滑 空 機
計器飛行証明	1 基本的な計器による飛行 2 空中操作及び型式の特性に応じた飛行 3 外国証書の多発等級限定を有し、かつ、当該等級に何らの制限も付されていない場合には、多発機に係る科目	該当証明無し
技能証明の型式限定変更	1 各種離陸及び着陸並びに着陸復行のうち着陸復行及び離陸中止 2 基本的な計器による飛行 3 空中操作及び型式の特性に応じた飛行のうち空中操作 4 外国証書の同一型式限定及び当該型式における100時間以上の飛行時間を有する場合には、航空機乗組員間の連携のうち、「飛行状況の確認」及び「通常操作及び異常・緊急操作」	1 型式の特性に応じてその都度定める。

申請の資格等	回転翼航空機	飛行船
定期運送用操縦士	1 地表付近における操作 2 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行	1 基本的な計器による飛行 2 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作 3 野外飛行
事業用操縦士	1 地表付近における操作 2 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行	1 基本的な計器による飛行 2 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作
計器飛行証明	1 基本的な計器による飛行 2 空中操作及び型式の特性に応じた飛行	1 基本的な計器による飛行 2 空中操作及び型式の特性に応じた飛行
技能証明の型式限定変更	1 地表付近における操作 2 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行のうち空中操作	1 各種離陸及び着陸並びに着陸復行のうち着陸復行 2 基本的な計器による飛行 3 空中操作及び型式の特性に応じた飛行のうち空中操作

申請の資格等	国土交通大臣のおこなった技能証明に係わるもの
操縦教育証明	事業用操縦士の場合の科目のほか、試験官を操縦練習生と仮定して行う操縦教育要領のうち、実技試験で行うもの

附 則

この通達は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日）

この通達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 18 日）

この通達は、平成 26 年 12 月 27 日から施行する。